

都市と農村の交流活動による棚田保全

—旧柿木村大井谷地区の取り組みを事例として—

神 田 竜 也

本報告は、平成19年度文明と科学プロジェクト第2回研修への参加による知見をまとめたものである。筆者は、かねてからオーナー制度をはじめとする棚田保全活動やその主体形成に関心がある。そこで、以下、12月9日の棚田保全地区（大井谷地区）の視察および現地農家からの説明などをもとに、都市と農村の交流による棚田保全の現状と課題をまとめることにする。

1. 柿木村の概要

柿木村は、鳥根県の西南端に位置し、県境で山口県に接する。1889（明治22）年の発足時以来、100年以上にわたり合併することなく続いてきた。2005年には隣接する六日市町と合併し、吉賀町となった（図1）。2007年現在の人口は1,700人ほどで、戦後のピーク時と比べて半数以下に減少した。村域面積は137.72km²、うち96%を森林、原野が占め、耕地はわずか2%しかない。このため、零細な農業が営まれており、平均経営規模は70aに満たないほどである（表1）。水稻以外にも、特産品となっている椎茸やわさびなどあわせた複合経営が中心である。

柿木村は、「健康と有機農業の里」をキャッチフレーズにまちづくりが行われてきた。1970年代のオイルショックや有吉佐和子『複合汚染』の警鐘を契機として、村内15人ほどの青年有志によって自給をベースにすえた有機農業が実践され始めた。その後、消費者グループとの提携によって余剰分の販売を通じ販路を拡大し、年々消費量、販売額は上昇した。1991年の村の総合振興計画では、有機農業の推進が位置づけられるようになった。

表1 棚田オーナー制度の参加組数の推移

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
鳥根県	4	11	15	16	18	17	15	14	12
広島県	15	9	9	11	13	11	9	10	10
山口県	3	5	6	9	9	5	4	4	3
他都府県		1			1	2	3	3	1

2. 大井谷地区の棚田保全活動

大井谷地区は、柿木村の北東部、山口県との県境に位置している（図1）。棚田は、1400年ごろ大内氏につかえていた三浦重経の一族がこの地に入り開拓したものとされている。棚田は、室町時代から藩政時代に築かれたもので、石積みの補修などを経て現在にいたっている（写真1）。この地域のお米は、以前は津和野藩主の献上米にもなっていた。棚田の水は、おもに湧水や水路によって湛水され、全体的に水は得やすいとのことである。現在、水管理や井手浚いは個々の農家が行っている。

大井谷地区は現在、世帯数が20戸あり、水稻作農家は14戸、うち13戸は兼業農家である。ちなみに2005年の集落カードによると、販売農家は8戸でそのうち専業農家はいない。このことから、当地では兼業農家を主体とした農業経営がなされているととらえられる。

棚田保全の取り組みは、1998年がその契機となった。まず、棚田保全や当地区の将来を考える座談会として「棚田を考える会」を開催し、あわせて棚田保全活動の先進地である高知県梶原町、福岡県浮羽町の視察を行った。そして、集落全戸による任意組織「助はんどうの会」が結成された。助はんどうとは、集落の最上部にある窪んだ石のことであり、その昔干ばつの年にここに溜まる水を飲んで住民が生き延びたことからそうよばれる

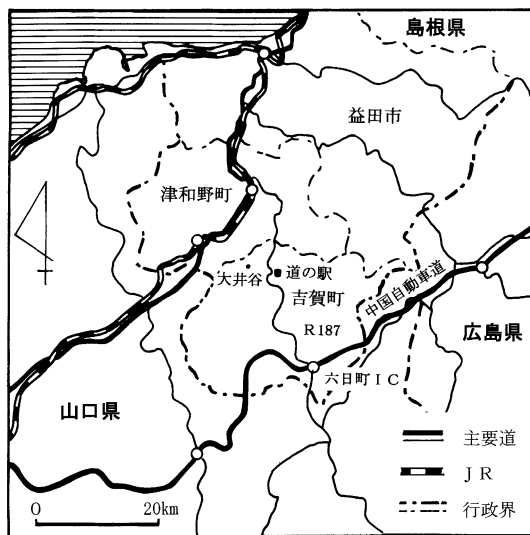


図1 対象地域概観

ようになった。はんどうとは、この地方の方言でみずがめのことをいう。また同年は、全国的事業となった棚田地域等緊急保全対策事業によって、耕作道、水路、耐久性畦畔、石積み、農作業施設（休憩室、交流広場、駐車場）が整備・補修された。ソフト面では、第1回大井谷棚田まつりが開催された。さらに、会長宅の水田を使用しオーナー制度を試験的に実施した。棚田オーナー制度開始にあたっては集落内で賛否があったが、このままでは衰退してしまう懸念があったため、開始に踏み切った。

そして、前年度の経験をふまえ、翌年には棚田オーナー制度の本格的な開始、2000年には棚田トラスト制度が開始されるようになった。次に、棚田オーナー制度についてみていくことにしよう。

オーナーの参加費は1区画（1a）36,000円、年3回の作業は必ず参加してもらうことが条件となっている。収穫したお米はすべて持ち帰ることができる。また温泉券や農産物の贈呈もある。1999年にはお米コース22組、芋コース6組を受け入れた。翌年以降についてみると芋コースは中止となったが、受け入れ組数は2003年まで増加、近年は減少傾向にある（図2）。オーナーの継続率は8～9割におよび、なかには6～7年継続しているオーナーもみられ、農家との個人的なつきあいに発展している。2007年現在は地元農家8戸が受け入れており、農家1戸当たりにつきオーナー（組）

を3～4件指導している。このことから考慮すると、地区内で多くても30件ほどが受け入れの上限とみることができる。

棚田トラスト制度は、一口10,000円、参加者には毎年11月に口当たり5kgの新米が送られ、情報提供などがなされることになっている。資金の用途は、荒廃田の草刈り、景観形成、石積み修理等に使用される。開始初年度にあっては61組77口あったものの、近年は減少傾向にある。基金の活用方法を明確にし、それを周知させることが課題としてあげられる。

棚田米の取り組みとして、農家の生産米を道の駅「かきのきむら」で販売している。5kgで3,150円、通常販売価格の2倍ほど高値である。棚田米は有機低農薬栽培米として位置づけられ、除草剤は田植え後に1回使用するのみである。

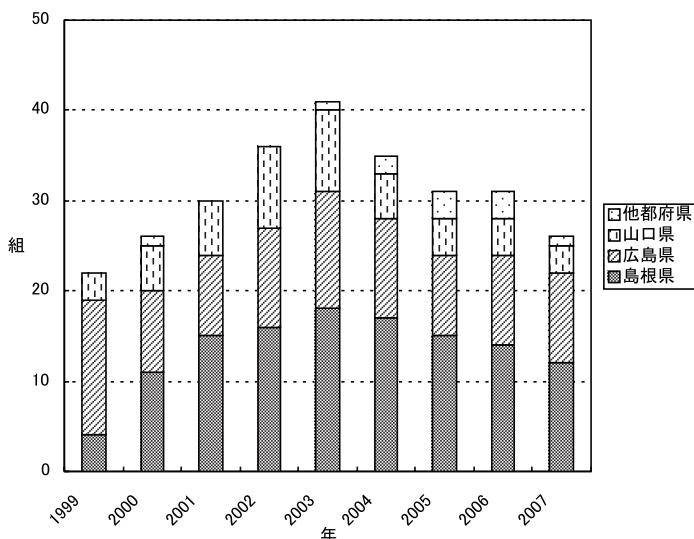


図2 棚田オーナー制度の参加組数の推移

3. 今後の動向と課題

これまでみてきたことから、今後の動向と課題について気になった点をとりあげることとする。なお、巡検という制約上のため、これまでに得ているオーナー制度に対する筆者の知見もふまえて、若干の意見を述べることにしたい。

まず、オーナーの宿泊においては、村内にある旅館あるいはエコビレッ

ジ「かきのきむら」が考えられる。後者は、廃校（旧中学校）を改造したものであり、村の交流事業と位置づけた活動が行われている。全国的傾向となっていることとして、オーナーの参加は近隣の県都市部が多く、現地滞在型の宿泊は見込めなくなっている。たとえば、高知県梶原町のオーナー制度でも1992年の開始当初と比べると、その10年後は高知県の比率が高くなっている。このため、実施地区にあるカントリーハウスの宿泊客も減少している。また、岡山県の美咲町大井和西の棚田支援隊においても県外からの参加はみられない。このことは、新聞やチラシなどがおもな情報源であり、これらの情報伝達は地域に限られていることがあげられる。だが、全国的な動向をふまえると、すでに多くの棚田地域でオーナー制度が成立しているため、すみわけともいえる現象が起きていることを指摘できるのではなかろうか。

今後は、滞在型宿泊施設といったハード面の整備よりもむしろこのような傾向を考慮し、制度面を充実させることのほうが重要であろう。少数派である遠方のオーナーに対しては、既存のリーズナブルな宿泊所、温泉施設と結びつけた利用を勧めることで、ハード面の整備のみに終始しない利用が可能となるだろう。

また、オーナーサイドからも積極的な支援が求められる時期にきている。それは、地元受け入れ農家数が減少しているからである。支援は、棚田の作業指導に限らず祭りの企画なども該当する。地元負担を軽減し、来訪者側からみた改善策もみつかるとも考えられる。とくにリピート率が高いことは、来訪を重ねることで顔なじみともなるため、このようなオーナー同士のネットワーク化につなげていきやすいと考えられる。

最後になりましたが、当巡検にあたって柿木村産業課、大井谷地区の皆様にはたいへんお世話になりました。また、学外者（神田）の参加を快く受け入れていただいた広島大学総合科学部の浅野敏久先生にも感謝申し上げます。